

熊谷市立地域コミュニティセンター条例の
一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 30 日

熊谷市長 小 坂 哲 也

条例第 2 5 号

(別紙)

熊谷市立地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例
熊谷市立地域コミュニティセンター条例（平成１７年条例第１２５号）
の一部を次のように改正する。

第２条の表熊谷市立妻沼東二丁目地域コミュニティセンターの項を
削る。

別表熊谷市立妻沼東二丁目地域コミュニティセンターの項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。